

住宅防音工事希望届

- 防音工事 （ 一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事
 外郭防音工事 工法是正工事 ）
- 空気調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

(フリガナ) 工事希望者の氏名	() 印	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承認が必要になりますが、承諾は得られていますか。 (はい・いいえ)
工事希望者の住所	〒 — { 工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 } 〒 —	
連絡先	TEL ()	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的に行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。

高齢者、 乳幼児、 障害者

※住宅防音工事希望届の記入にあたってお読み下さい

1 この希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。

(※希望者が多数ある場合には、当該年度に事業の実施が出来ない場合があります。)

2 防音工事

(1) 一挙防音工事

初めて行う防音工事で、世帯人員に応じて次表に掲げる居室数が対象です。

(2) 追加防音工事

従前の新規防音工事を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事で、世帯人員に応じて5居室を限度として、次表に掲げる居室数から既に防音工事を実施した居室数を減じた居室数を対象として行います。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

(3) 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅を対象として、世帯人員が4人以下の場合には5居室まで、世帯人員が5人以上の場合には世帯人員に1を加えた居室数を対象に行う防音工事です。ただし、防音工事実施済住宅にあつては、対象居室数から既に住宅防音工事を実施した居室数を減じた居室数を対象とします。

(4) 外郭防音工事

住宅全体を対象として行う防音工事です。(ただし、85W以上の区域)

(5) 工法是正工事

騒音状況の変化により、第Ⅱ工法(75W)から第Ⅰ工法(80W以上)の区域となった住宅で既に第Ⅱ工法で住宅防音工事を実施した住宅を是正する防音工事です。

3 空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事で設置した空気調和機器(換気設備及び冷暖房機)が、設置後10年以上経過し、現在故障等している場合に対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

住宅防音工事で設置した防音建具が、設置後10年以上経過し、現在故障等している場合に対象となります。

5 住宅防音工事については、原則として住宅防音工事希望届の受付順に実施していますが、次のいずれかに該当する住宅は優先的に実施しております。

ア Lden値が66以上(WECPNL値が80以上)の区域に所在する住宅

イ 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅

詳しくは、下記までお問い合わせください。

6 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、九州防衛局が作成する工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。

なお、御不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 九州防衛局 企画部 防音対策課

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

TEL 092-483-8824(直通)